

京 都 大 学 図 書 館 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(機構長)</p> <p>第3条 機構に、機構長を置く。</p> <p>2 機構長は、本学の<u>専任教授</u>のうちから第12条に定める京都大学図書館機構長候補者推薦委員会が推薦する候補者のうちから、総長が指名する。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(副機構長)</p> <p>第4条 機構に、副機構長を置く。</p> <p>2 副機構長は、本学の<u>専任教授</u>のうちから機構長が指名し、総長が委嘱する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) 総長が指名する理事</p> <p>(2) 機構長</p> <p>(3) 副機構長</p> <p>(4) 附属図書館宇治分館長</p> <p>(5) 各研究科の長又は教授 各1名</p> <p>(6) 各研究所の長又は教授 各1名</p> <p>(7) センター(学術情報メディアセンターを除く。)の長又は教授 若干名</p> <p>(8) 情報環境機構長又は学術情報メディアセンターの教授 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長又は副院長 1名</p> <p>(10) 附属図書館事務部長</p> <p>(11) その他総長が必要と認める本学の専任教員 若干名</p> <p>2 前項第5号から第9号まで及び第11</p>	<p>(機構長)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 機構長は、本学の<u>専任の教授</u>(副学長を除く。以下同じ。)のうちから第12条に定める京都大学図書館機構長候補者推薦委員会が推薦する候補者のうちから、総長が指名する。</p> <p>3～6 (同 左)</p> <p>(副機構長)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 副機構長は、本学の<u>専任の教授</u>のうちから機構長が指名し、総長が委嘱する。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>各エリア連携図書館(複数の部局図書館等又は複数の部局が連携し、それぞれの図書館業務を共同化するとともに、当該部局における研究分野の特徴を活かして機構の機能を分担するために設置するものをいう。)</u>を設置する部局が推薦する教授 各1名</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) } (同 左)</p> <p>(10) }</p> <p>(11) }</p> <p>(12) }</p> <p>2 前項第4号、第6号から第10号まで及</p>

<p>号の協議員は、総長が委嘱する。この場合において、第<u>5</u>号、第<u>6</u>号、第<u>8</u>号及び第<u>9</u>号の協議員は、当該研究科等の長の申出又は推薦に基づき申出又は推薦を踏まえて行うものとする。</p> <p>3 第1項第<u>5</u>号から第<u>8</u>号までの協議員の任期は2年、第<u>11</u>号の協議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>び第<u>12</u>号の協議員は、総長が委嘱する。この場合において、第<u>6</u>号、第<u>7</u>号、第<u>9</u>号及び第<u>10</u>号の協議員は、当該研究科等の長の申出又は推薦に基づき申出又は推薦を踏まえて行うものとする。</p> <p>3 第1項第<u>4</u>号及び第<u>6</u>号から第<u>9</u>号までの協議員の任期は2年、第<u>12</u>号の協議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>
---	---